

会員さんからの相談

住民税の分納 建設業のMさん

住民税を滞納しているので、毎月2万円ずつ分納の約束をしていましたが、払えないときもありました。先日、市役所から相談に来てほしいと連絡が入り、現年の住民税を支払ったうえで滞納分を月2万円ずつ分納できないかと求められました。相談で事情を聞いたところ、生活実態からこれ以上の分納増額は難しいので、市役所で事情を説明してこれまで通りの分納を続けたいと話すことになりました。

法人代表者の労働保険特別加入 建設業のOさん

これまで外注の職人を親会社に現場の責任者で報告していたが、これからは正規社員を現場責任者にするよう求められたので、社長の特別加入の手続きを民商の事務組合で行うことにしました。

アルバイトの労災保険加入 飲食店のOさん

飲食店でアルバイトを雇っていましたが、これまで労働保険に加入していませんでした。突然、電話があり、従業員を雇っていたら労働保険に加入しないと違法になると言われました。すぐに民商に相談し、加入の手続きをしました。

九州北部豪雨災害救援募金

ご協力ありがとうございました。

福岡を中心とした豪雨被害に対する救援募金を多くの会員さんにご協力いただき、8万270円が集まりました。本当にご協力ありがとうございました。

よついで祭り フリーマーケット・模擬店出店のご案内

日時 9月17日(日)朝10時 千里南公園
★フリーマーケット出店者募集

(1スペース幅2.5m、奥行2m)

・ 出店料…1千円

・ 申込締切…8月21日(月)

※ 飲食品の販売はできません。

★ 模擬店の出店募集

・ 出店料…5千円

・ 申し込み締め切り…8月21日(月)

※ 模擬店は、民商が企画する「業者の広場」での出店となります。ご自分の商売のアップルをしませんか。

★ 福祉バザーへの出品・お願いします。

飲食品もOKです。民商事務所にお持ちいただくか、連絡をいただければ取りに行きます。なんでも構いませんが、衣類は新品のものをお願いします。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

医療機関に支払った1か月の一部負担金が一定額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた額が高額療養費として世帯主に支給されます。該当する場合は、国民健康保険室から診療を受けた月の原則3か月後に通知されます。

70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

同一世帯内で、個人ごとに、同一月(暦月)に、21,000円以上(1医療機関ごと、入院と外来は別、医科と歯科は別)の一部負担金の支払がある場合、それらを合算して限度額を超えた額が支給されます。

●変更後(平成27年1月1日診療以降)

区分	所得基準	外来+入院
上位所得世帯	ア 総所得金額 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降の場合は140,100円)
	イ 総所得金額 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降の場合は93,000円)
一般世帯	ウ 総所得金額 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合は44,400円)
	エ 総所得金額 210万以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円 (4回目以降の場合は44,400円)
住民税 非課税世帯	オ -	35,400円 (4回目以降の場合は24,600円)

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

あらかじめ担当窓口で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、医療機関窓口での支払いが限度額までとなります。(保険料を滞納していると、交付されない場合があります。)

区分	申請について	
70歳未満	担当窓口で手続きしてください。申請は市役所本庁のみ。各出張所での取扱いはできません。	
70歳以上	住民税非課税世帯	申請の必要はありません。高齢受給者証を提示することで、医療機関窓口での支払は自己負担上限額までとなります。
	住民税課税世帯	

吹田市役所のホームページより転載

会費集金は会員の心をあじめる活動です 毎月10日までには集めましょ
商工新聞は経営のヒント・気づきの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょ